○内閣府告示第二百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　郡山市

三　構造改革特別区域の名称　郡山市中心市街地駐車場運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　郡山市の区域の一部（駐車場整備地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定

及び変更の手続の容易化事業（一二一一）

○内閣府告示第二百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊谷市

三　構造改革特別区域の名称　熊谷市中心市街地活性化駐車場利用促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊谷市の区域の一部（熊谷市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定

及び変更の手続の容易化事業（一二一一）

○内閣府告示第二百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜市

三　構造改革特別区域の名称　岐阜市駐車場運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　岐阜市の区域の一部（岐阜駅北地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定

及び変更の手続の容易化事業（一二一一）

○内閣府告示第二百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　泉大津市

三　構造改革特別区域の名称　泉大津市立駐車場運営特区

四　構造改革特別区域の範囲　泉大津市の区域の一部（泉大津駅東地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定

及び変更の手続の容易化事業（一二一一）

○内閣府告示第二百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県

三　構造改革特別区域の名称　宇宙開発特区

四　構造改革特別区域の範囲　西之表市並びに鹿児島県熊毛郡中種子町及び南種子町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　国内衛星の地上での無線通信免許手続き簡素化事業（四一〇）

○内閣府告示第二百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年三月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿屋市

三　構造改革特別区域の名称　かのやすくすく特区

四　構造改革特別区域の範囲　鹿屋市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）